の交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「オ　交付される補助金等の額」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「カ　エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「エ　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「キ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、耐久性向上改修費用告示に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「ク　当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「ク　交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ケ　キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「キ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」から「ク　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「コ　ウ、カ及びケの合計額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、「カ　エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」及び「ケ　キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

「サ　コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額」の欄には、「コ　ウ、カ及びケの合計額」又は500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうち少ない金額を記載するものとする。

「シ　コからサを差し引いた額」の欄には、「コ　ウ、カ及びケの合計額」から「サ　コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、０円となる場合には「０円」と記載するものとする。

⑦　「⑦　子育て対応改修工事等」の欄のうち、「ア　当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、令和６年国土交通省告示第304号に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該子育て対応改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該子育て対応改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、子育て対応改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」又は250万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ　ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」から「エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、０円となる場合には「０円」と記載するものとする。

⑧　「⑧　①ウ、②ウ、③ウ、④ウ及び⑦ウの合計額」の欄には、①「ウ　アからイを差し引いた額」、②「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、③「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、④「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」及び⑦